

2015.7.1

CSR・ERM トピックス <2015 No.3>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2015年5月に公開された国内のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<地域貢献>

○三越伊勢丹ホールディングスが、グローバルグリーンキャンペーンを開催

（参考情報：2015年5月8日付 同社 HP）

三越伊勢丹ホールディングスは5月11日から5月26日までの期間、伊勢丹新宿本店、三越日本橋本店、三越銀座店において「グローバルグリーンキャンペーン」を開催した。

本取組は、持続可能な環境・社会を実現するために、衣食住において「人」「自然」「社会」への貢献につながる要素をもったアイテムを展開するもの。「エシカル・ファッション・イニシアティブ*」とコラボレートした企画「イセタンエシカルファッションウィーク」を開催し、発展途上国の職人が手がけたアイテムを紹介するなど、基幹3店舗の各フロアにおいて自然と共生する循環型ライフサイクルの提案を行った。

また、同社は今年のキャンペーンテーマである「人と自然の、ここちよい関係を知る。」にちなんだ展示を各店ウインドー、フロアにて実施、当該展示をソーシャルネットワークやメールなどでシェアした人にくちびる型の付箋をプレゼントする「グローバル・グリーンシェアラブルキャンペーン」を同時開催した。

* エシカル・ファッション・イニシアティブ

発展途上国でのモノづくりを通じて、主に女性の雇用を支援する国連機関・国際貿易センターのプログラム。アフリカやハイチなどに赴き、その土地の素材や現地住人のスキルを見極めながら、ブランドとともに製品を開発。生産拠点を設け、人を雇い、スキルトレーニングを施しながら、環境負荷の少ない生産体制を構築し、最終的には現地住人の手でビジネスとして継続していくことを目指している。

<知的財産>

○経済産業省が、意匠の国際登録制度の利用開始を発表

（参考情報：2015年5月13日付 同省 HP）

経済産業省は5月13日、これまで各国の特許庁に対して個別に出願する必要があった意匠権*の登録手続きに関して、複数国への一括出願、一元的管理が可能となったことを発表した。

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（以下、「ジュネーブ改正協定」）が発効したことによるもので、米国、EU、韓国を含む49の国と政府間機関が協定締約国**において、意匠の国際登録制度を利用することが可能となる。

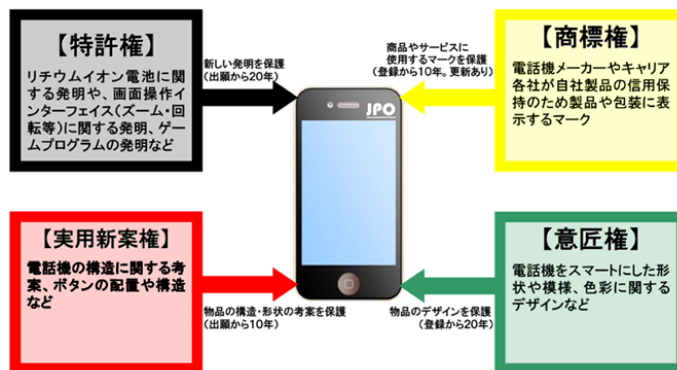
同制度の利用手続き***は、国際知的所有権機関（WIPO）国際事務局に対して直接または自国官庁（日本の場合は特許庁）を通じて行うこととなる。

同制度の導入により、複数国、複数意匠（最大 100 意匠）について、単一の書式、言語、通貨での一括出願手続きが可能となるとともに、登録内容の更新や移転等が一つの手続きで可能となるため、意匠権を取得・管理するためのコストの低廉化を図ることができる。

* 意匠権

「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう（意匠法第二条）。他の産業財産権（特許権、商標権、実用新案権）との区別については、以下の図を参照。

【産業財産権とは】



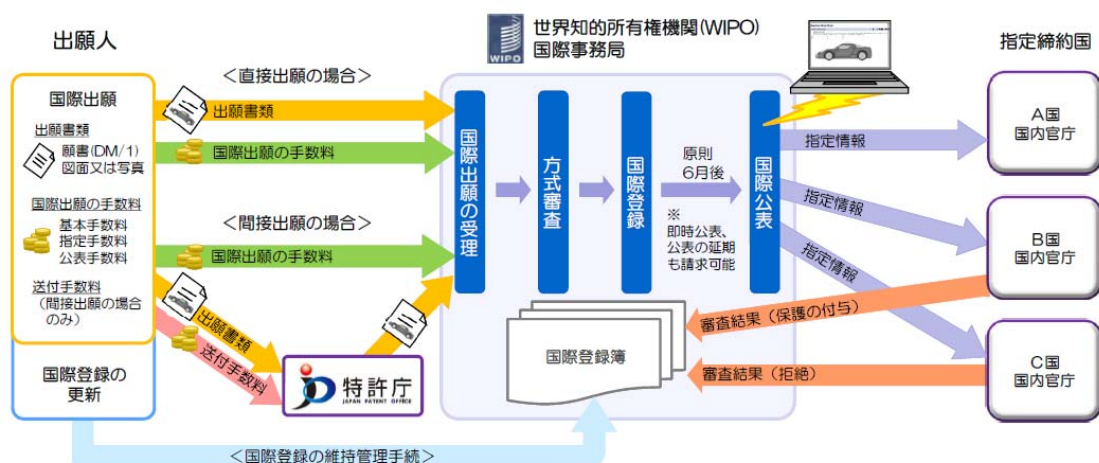
特許庁 HP (http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai01.htm) より引用

** 協定締結国

協定締結国については、以下の国際知的所有権機関（WIPO）HP を参照
http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?lang=en&treaty_id=9

*** 利用手続き

ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度の手続概要



経済産業省 HP (<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150513001/20150513001-3.pdf>) より引用

<社会貢献>

○西友が、「アフリカへ給食を届けよう募金」を開始

(参考情報：2015年5月27日付 同社 HP)

西友は5月27日、店頭レジで買い物客が募金することができる同社の取組*をリニューアルし、新たに「アフリカへ給食を届けよう募金」を開始すると発表した。

本取組は、開発途上国の子供たちの食糧問題の改善を目指す NPO 法人 TABLE FOR TWO International (以下、TFT**) の活動を支援するもので、顧客からの寄付総額と同額を西友が上乘せ負担して寄付を行う。

また、同社は4月より、TFT の「カロリーオフセットプログラム」にも参画している。同プログラムは、健康に配慮した食品(カロリーが制限された弁当や総菜)の販売等を通じて寄付金を集め、開発途上国の子供たちが給食を得る機会(インフラの整備等)を提供するものである。西友は本プログラムに沿った惣菜を開発・販売しており、顧客がそれらの惣菜を購入・消費することで、摂取を抑えられたカロリーを金銭換算し、相当額を寄付する仕組みとした。

* バーコード付の「寄付カード」を店頭レジに備え付けており、顧客が買い物の精算時に同カードをレジに通し希望額を申し出ること、特定のプロジェクトに寄付できる取組。

** TET

「開発途上国の飢餓と先進国の肥満や生活習慣病の解消に同時に取り組む」をコンセプトに活動している NPO 法人。

海外トピックス：2015年4～5月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<CSR>

○EICCが、強制労働の撲滅に向け行動規範を改定

(参考情報：2015年4月8日付 EICC HP)

EICC (Electronic Industry Citizenship Coalition*)は4月8日、電子業界のサプライチェーンにおける強制労働の撲滅に向け、2015年4月1日より施行されている「電子業界 CSR アライアンス行動規範第5版」(以下、行動規範)において、関連する規定の改定を行ったと発表した。

同行動規範は、サプライチェーンにおける労働環境の安全性確保、労働者保護、環境保護等に関する基準を定めるものであり、加盟企業等が自社のサプライヤーに対する行動規範を定める際に基礎とするものである。

今回の改定では、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則**」に合わせて、主に以下の規定の追加・明確化がなされた。

- ・雇用者が労働者のパスポートや重要書類等を保有することを禁止する規定
- ・雇用者が労働者の会社施設の出入り及び移動の自由を不合理に制限することを禁止する規定
- ・雇用者が労働者の出国前に母国語で記載した雇用契約書を提示する旨の規定
- ・雇用者またはエージェント等が労働者に対して採用手数料の支払いを求めることを禁止する規定

* Electronic Industry Citizenship Coalition

電子機器業界のサプライチェーンにおける社会的責任、倫理性、環境責任の向上に連携して取り組むグローバル企業のアライアンスであり、日本企業も数社加盟している。

** ビジネスと人権に関する指導原則

持続可能なグローバル化に貢献するためにビジネスと人権に関する基準と慣行を強化することを目標として定められたものであり、国連に加盟するすべての国と企業に適用される。

<女性活躍>

○国連女性機関が、女性の地位向上を目指す「Impact 10x10x10」プログラムにおいて、新たな10組織の参加を発表

(参考情報：2015年5月5日付 国連女性機関 HP)

国連女性機関(UN Women)が、女性の地位向上を目指す「Impact 10x10x10」プログラム(以下「本プログラム」という)に、新たに10組織が参加したことを発表した。

本プログラムは、国連女性機関が2014年9月に開始した、「HeForShe*」キャンペーンの一環として行われているもので、女性の地位向上にともに取り組むパートナーとして、政府、企業、大学からの参加を目指すものである。

今回新たに参加した組織を含め、2015年5月5日時点での参加組織は以下の通り。

カテゴリ	組織名称	所在国
政府	シエラレオネ	-
	スウェーデン	-
	オランダ	-
企業	アコー (ホテル業)	フランス
	コチ・ホールディング(多角事業持株会社)	トルコ
	プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル (会計事務所)	イギリス
	タッパーウェア・ブランズ(製造業)	アメリカ
	ユニリーバ(一般消費財メーカー)	イギリス
大学	香港大学	香港
	レスター大学	イギリス
	名古屋大学	日本
	ウォータールー大学	カナダ
	ウイトウォータースランド大学	南アフリカ

本プログラムは政府のみならず、企業と大学の参加によって民間や若者からも女性の地位向上に向けたアプローチを強化したいという思惑がある。

本プログラム実施の背景には、世界経済フォーラムが発行した 2014 年版のグローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート**で、「世界における男女格差が 2006 年からほとんど縮小しておらず、十分に女性の地位が向上していない」と指摘されたことが挙げられる。これを受けて国連女性機関では、男女格差縮小への取組を加速すべく、本プログラムを 2015 年 1 月に開始した。

本プログラムへの参加には国連女性機関からの認定が必要となり、以下の様な高いレベルの要件が挙げられている。

- ・組織が高い倫理観を持っている
- ・ジェンダー平等(女性の地位向上)の取組が世間に広く知られている
- ・取組内容に卓越性がある
- ・グローバルに活動している
- ・変革推進のために自らの影響力を活用する意思がある

本プログラムに参加した組織は、女性のエンパワーメント原則(WEPs)***を実行し、今後自組織の強みの活用などを通じて、国連女性機関と協力しながら、雇用や教育機会の格差縮小などの女性の地位向上に向けた活動を推進していく予定である。

* HeForShe

女性差別を撤廃するために、世界中の男性に、「女性・少女への差別、暴力を許さない」「女性・少女への教育、経済、社会的機会への平等なアクセス」などへのコミットメント(約束)を呼びかける、国連女性機関のキャンペーン。

<http://www.heforshe.org/>

** グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート

世界国際フォーラムが 2006 年から毎年発行している世界各国の男女間格差に関するレポート。「健康」「教育」「経済」「政治」の 4 つの主要分野で、男女間格差の状況と課題を明らかにしている。

<http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2014/>

*** 女性のエンパワーメント原則(WEPs)

2010年3月に国連グローバル・コンパクトと国連女性機関が共同で作成した、企業や民間団体が女性の能力を最大限に引き出すための実践的な手引き。以下の7つの原則から成る。

1. トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
2. 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
3. 健康、安全、暴力の撤廃
4. 教育と研修
5. 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
6. 地域におけるリーダーシップと参画
7. 透明性、成果の測定、報告

<http://www.unwomen.org/en/partnerships/businesses-and-foundations/womens-empowerment-principles>

<環境>

○アップルが、中国における積極的な環境取組を発表

(参考情報：2015年5月11日付 同社HP、2015年5月10日付 世界自然保護基金HP)

アップルは5月11日、中国において森林保護取組と再生可能エネルギーの利用拡大を実施すると発表した。

同社はこれまでも再生紙の利用等により森林保護を実施してきたが、今回の発表では世界自然保護基金（以下、「WWF」）と協力し、中国において新たに100万エーカー（東京ドーム約31個分）の森林を保護するとしている。

同社は、包装材等への再生紙利用を増加させ、バージンパルプ*の使用を低減させる取組を実施しており、今般の取組ではこれまでの取組に加えて、持続可能な森林管理により生産された木材由来のバージンパルプを調達するとしている。同社は、中国におけるバージンパルプの調達先を森林管理協議会(FSC)**が認定した森林に絞ることで、同協議会の厳格な基準を満たし、責任ある調達を実施していくとしている。

また、同社は、再生可能エネルギーの利用を拡大する意向も示している。同社は、中国全土の工場や店舗、事務所などで使用する電力（8千万キロワット時（中国の61,000世帯分））を再生可能エネルギーで賄うとしている。

* バージンパルプ

古紙などを再生したものではなく、はじめから木材を材料にして製造したパルプをいう。一方、既に紙にしたものを回収して原料としたパルプを古紙パルプという。

** 森林管理協議会 (Forest Stewardship Council (FSC))

WWFが20年前に立ち上げに関わった団体である。同協議会のFSC認証を受けた製品は、環境および社会面等の厳格な基準を満たした、管理された森林に由来するものであることが保証される。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「当社は非上場企業ですが、非上場企業の会社役員の賠償責任リスク（以下、「D&O リスク」）の現状と対策について教えてください。」

Answer

1. D&O リスクの概要

前提として、D&O リスクの概要について、簡単に説明します。

(1) 会社役員の責任

会社役員は会社から経営を委任されている立場にあり（会社法 330 条）、委任契約に基づく善管注意義務（会社法 330 条、民法 644 条）や忠実義務（会社法 355 条）を負っています。したがって、これらの義務に違反し会社に損害を与えた場合、会社役員は会社に対して損害賠償責任を負うこととなります（民法 644 条、会社法 423 条）。

また、不適正な職務遂行の結果、第三者（取引先、従業員、株主など）に損害を与えた場合、一定の要件の下に会社役員は第三者に対して直接に責任を負います（会社法 429 条）。

このように、会社役員は「会社に対する責任」と「第三者に対する責任」を負う可能性があるのです。

(2) 会社役員に対する訴訟リスク

① 株主代表訴訟 ～会社に対する責任

会社役員が会社に対して損害賠償責任を負うべきと考えられるにもかかわらず、会社がその責任を追及しない場合に、株主が会社に代わってその会社役員を提訴できる制度です。

会社が自社役員に対して賠償責任を追及できるとしても、現実には会社から自社役員への責任追及は疎かになりがちであるため、株主が会社に代わって会社役員の責任を追及できるようにするための制度です。

② 第三者訴訟 ～第三者に対する責任

会社役員の不適切な職務執行により、会社以外の第三者（取引先、従業員、株主など）に損害が発生したときは、民法や会社法を根拠に、損害賠償を求めて提訴することができます。

2. 非上場企業の D&O リスク

(1) 株主代表訴訟

株主代表訴訟は、以下の要件を満たすことにより提訴可能です。

- ・ 6 か月前から引き続き株式を有する株主であること（公開会社（会社法 2 条 5 号）のみ）
- ・ 株主からの役員に対する訴訟提起の請求（会社法 847 条 1 項）
- ・ 会社が、提訴請求から 60 日以内に提訴しないこと（会社法 847 条 3 項）

上記要件を満たす限り、非上場企業の役員でも同訴訟を提起されるリスクが存する点は異なりません。

確かに、上場企業と異なり株主数が少ないため、提訴される頻度は相対的に低いといえますが、認容額を見ると非上場企業といえどもリスクの大きさは決して看過できません（下

表 1 参照)。結果として役員が勝訴したとしても、訴訟に対応するための費用（弁護士費用等）が確実に発生し、訴訟期間等によっては莫大な金額になる可能性もあります。

【表 1】非上場企業の主な株主代表訴訟事例

業種	請求内容	判決概要
卸売業	不正取引（架空循環取引）を行っていた子会社に対して債権放棄や融資を行ったことで親会社が被った損害に関する損害賠償請求	請求認容 (認容額：3名に約 18 億 8,000 万円)
サービス	同社（提訴時非上場）が運営するドーナツチェーンで、無認可添加物を含む肉まんの販売継続発覚後、当該事実を積極的に公表せず、後にその事実が明らかになったことで、信用回復キャンペーンなどの費用支出を余儀なくされたことに関する損害賠償請求	請求一部認容 (認容額 ：役員 2 名に 53 億 4,350 万円、 役員 11 名に 5 億 5,800 万円)
マスコミ	従業員のインサイダー取引を防止できなかったことによりコーポレートブランド価値が毀損されたことに関する損害賠償請求	請求棄却

(2) 第三者訴訟

第三者訴訟は、株主だけでなく、従業員、取引先などの第三者が、自らに生じた損害の賠償を求めて提訴するものであり、当該訴訟を提起されるリスクは上場・非上場によって本質的に変わるものではありません

下表 2 は、中小企業における第三者訴訟の事例ですが、非上場企業にあてはめても、十分起こりうる事例といえます。

【表 2】中小企業の主な第三者訴訟事例

業種	請求内容	判決概要
金融	同社従業員が、「最低でも元本は保証される」と誤解を与える違法な金融商品の投資勧誘を行い、消費者に損害を与えた。従業員が違法な営業活動を行わないようにする監視監督義務を怠ったとして、被害者が損害賠償請求	認容額 (認容額：2名に約 4,840 万円)
サービス	大型貨物自動車の運転手が運送業務中、高速道路上で、前方不注意により走行中の車両に追突し、死亡。この事故の原因は、会社および代表取締役らが安全配慮義務を果たさず、同運転手を超過勤務させたためであるとして、遺族が損害賠償請求。	認容額 (認容額：2名に約 5,040 万円)
製造・販売業	A 社は古くからの取引先 B 社から融通手形を割引するようになったが、B 社が倒産し、A 社も倒産した。融通手形の第三取得者 C 社は A 社の代表取締役に対し、融通手形の割引先に十分な資力がないことを認識することは容易であったとして、C 社が損害賠償請求。	認容額 (認容額：1名に約 630 万円)
サービス	株主総会決議にもとづいて、同社が保有する自己株式を同社代表取締役売却した際の売却価額および第三者割当増資の割当価額が、いずれも著しく低廉であり、同社に損害を与えたとして、損害賠償請求。	請求棄却

3.非上場企業における D&O リスク対策の概要

上記2の通り、非上場企業においても、D&O リスクは決して看過できません。従って、予防対策・防御対策の双方をバランスよく講じておくことが得策です。

(1) 予防対策

①会社法の求める内部統制システムの整備（主にリスク管理、コンプライアンスの実践）

そもそも企業を取り巻く様々なリスクへの対策が講じられていれば、会社または第三者に重大な損失をもたらすリスクも低減され、D&O リスクを極小化することができます。従って、リスク管理・コンプライアンスの実践こそが D&O リスク対策であると言っても過言ではありません。

しかし企業によっては「管理部門に十分な要員を割けない」、「ノウハウが不十分である」などの事情により、内部統制システムの整備が進まないケースも散見されます。

そこで、必要に応じて外部専門家も活用し、目指すべき方向性や取組水準の設定、合理的で実現可能性の高い手法などについて助言を得つつ進めることも有効です。

②役員向け教育の実践

役員は D&O リスクに対する正しい理解や遵法意識の向上を目的として、教育研修を実施します。

日本企業では、従業員から役員に就任するケースが多く、役員（または候補者）が、会社役員としての義務や責任について十分な知識を持たないまま、役員に就任してしまうという実態もあるため、新任役員を対象に、D&O リスクや役員としての業務上の留意点などについて研修を定期的実施することが重要です。

<新任役員向けセミナーの例>

1. 会社役員をめぐる動向
2. 会社役員のリスク
 - (1) 「役員」と「従業員」の違い
 - (2) 会社役員としての義務と責任
 - (3) 役員就任に伴う新たなリスク
3. 新任役員チェックポイント
 - (1) 取締役会における言動上の留意点
 - (2) 担当部門で緊急事態が発生した場合
 - ・・・

③役員向け業務マニュアルの策定

D&O リスクに関する基礎知識（法令知識など）や役員としての職務遂行上の留意点などを定めます。

＜役員向け業務マニュアルの例＞

- 1.取締役の法的地位・責任等について
- 2.取締役の業務とは
 - (1)担当業務の執行
 - (2)取締役会への付議
 - ...
- 3.取締役の業務遂行上の留意点
 - (1)所管部門方針・計画の立案
 - (2)所管業務の管理監督
 - (3)所管業務上の重要事項の決定
 - 情報収集時の留意点
 - リスク判断
 - 取締役会付議への手順
 - (4)他の役員への監視監督
 - ...

④リーガルチェック体制の確立

役員としての職務遂行に対するリーガルサポート機能を整備します。

役員のような判断に際して、管理部門が以下の観点からリーガルチェックをするのが基本ですが、企業規模によっては管理部門に十分な法務機能を備えることが難しい場合もあるため、適宜顧問弁護士を活用し助言を得ることで、合理的な経営判断を担保することが重要です。

＜リーガルチェックの視点例＞

- STEP1.法令に抵触しないか?
- STEP2.善管注意義務違反ではないか?
- ・ 役員的意思決定の手続は適正であるか?
 - ・ 十分な情報を基に判断したといえるか?
 - ・ 合理的な判断といえるか?
- STEP3.会社に損害が発生する可能性とその場合に想定される額は?
- STEP4.法令に抵触しない場合、社会通念、商慣習に照らし適切といえるか?
- ...

(2) 防御対策

①文書管理体制の確立

事実関係の調査、調査プロセスの適正性の確保、訴訟における文書提出命令への的確な対応等を目的として、保管すべき文書、保管期限、文書作成上の留意点などを文書管理規程に定めておきます。

②弁護士の確保

株主代表訴訟においては、会社が被告役員側に補助参加するケースなどを除けば、被告役員は会社と利益相反の関係にあるため、会社の顧問弁護士に弁護を委任することはできません。

そこで、役員は自ら弁護士を確保する必要があり、予め候補者の選定や人脈の形成が求められますが、豊富な人脈を確保しておくことは必ずしも容易でないため、下記③のD&O 保険（役員賠償責任保険）の引受保険会社のネットワークの活用も検討に値します。

③D&O 保険（役員賠償責任保険）への加入

金銭的な手当ではもちろんのこと、保険会社が有するディフェンスノウハウ、上記②のような提携弁護士の活用・紹介といった効果も期待できます。

4.終わりに

上場企業や他業種の非上場企業の D&O 訴訟事例でも、提訴に至った背景に着目すると、自社でも同様の訴訟が生じる場合も数多く見られます。

最新の訴訟事例などを情報収集・分析するとともに、自社の予防・防御対策が必要かつ十分であるか検証し続けることが、非上場企業においても求められています。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

- | | |
|----------------|---------------------|
| ◇CSR（企業の社会的責任） | ◇ERM（全社的リスク管理） |
| ◇企業リスク分析・評価 | ◇コンプライアンス（法令遵守） |
| ◇危機管理 | ◇海外危機管理 |
| ◇法務リスク全般 | ◇製造物責任（PL）・製品安全（PS） |
| ◇食品リスクマネジメント | ◇情報セキュリティ |
| ◇D&O（役員賠償責任） | ◇CS・苦情対応 他 |

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2015